平成２７年（フ）第１１６８号
名古屋市千種区菊坂町１丁目２番地　プレシアスコート菊坂町401、従前の住所名古屋市千種区見附町３丁目１番地
破産者　古川　雅康
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７５９号
札幌市北区篠路２条７丁目５番22号
破産者　一般社団法人三雄
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５８号
千葉県いすみ市大原10095番地41
破産者　齋藤新次郎
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第５９号
千葉県いすみ市大原10095番地41
破産者　齋藤　静江
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第６６３３号
東京都立川市柴崎町３丁目14番21号
破産者　株式会社ＮＮ　ＳｔｙｌｅＢｅａｕｔｙ
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６３４号
東京都福生市志茂78－５
破産者　沼崎　信行
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３１号
神奈川県中郡大磯町大磯1713番地90
破産者　ソリューションパートナーズ株式会社
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４１号
長野県東御市滋野乙1485番地
破産者　尾崎　満子（旧姓平野）
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第４５２号
静岡市葵区錦町16番地
破産者　株式会社お茶のサトウ
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６２６号
最後の住所　名古屋市瑞穂区中根町５丁目50番地の１　近藤ビル408号
破産者　亡石倉きよ子相続財産
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２２０号
愛知県豊明市二村台２丁目７－３
破産者　ピュアウォーター株式会社
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５３８号
愛知県豊川市小坂井町中野３番地１
破産者　トップライン株式会社
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５２７号
神戸市中央区元町通１－11－２　元町11番館３階、登記簿上の本店所在地神戸市中央区琴ノ緒町４丁目３－３ＧＨ三宮駅前ビル302号室
破産者　有限会社顔屋
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４４号
福岡県直方市大字植木1042番地の３
破産者　株式会社松田組
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第１８７号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目７番17号
破産者　株式会社オフィス福田
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２６６号
滋賀県大津市大江６丁目22番７号　ハイツ岸場203、旧住所徳島県徳島市八万町大野135番地の２　ロックバレーＢ－204
破産者　吉田　裕記
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４３号
徳島県小松島市中郷町字豊ノ本93番地の１豊ノ本団地512号、旧住所徳島県小松島市小松島町字菖蒲田18番地の２
破産者　森内　美惠
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３６号
長崎県諫早市原口町281－15、破産手続開始決定時の住所長崎県雲仙市千々石町甲１番地
破産者　宮本　哲夫
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第１０３号
長崎県佐世保市川下町396番地３、前住所長崎県佐世保市木風町16番１号　グランコート川口302号室
破産者　市瀬英津子
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第６４号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地25棟101号
破産者　奥タオル工業所こと　奥　　衛
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係